

研究主題 法教育に関する研究

—ルールやきまり、法に基づいて問題解決を図る力を高めるための指導の工夫—

I 研究の背景とねらい

現状と課題

- 青少年の非行など、健全育成上の様々な課題
→新たな「公共」のための活動が必要
- 国際化等による「法化社会」の進展
→様々な問題に対して法に基づいた解決が必要

施策・提言

- 青少年の奉仕・体験活動の推進方策について（答申）（平成 14 年 7 月中央教育審議会）
- 「法教育研究会」報告書（平成 16 年法務省）
- 東京都教育ビジョン（第 2 次）（平成 20 年 5 月）

ねらい

- 新幼稚園教育要領、新学習指導要領等に示された「法教育」にかかわる内容・指導のポイントを明らかにし、幼稚園・学校において意図的・計画的に指導できるよう系統的な指導内容例一覧表を開発する。
- 「法教育」を通して子供に育てたい資質・能力を明らかにし、効果的な指導方法を指導モデルとして示す。

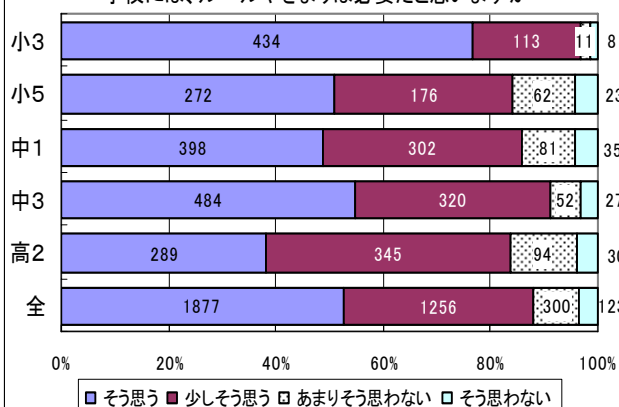
「法教育」とは

- ①「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である。
- ②「法教育」とは、法学教育などとは異なり、
 - ア 法律専門家ではない一般の人々が対象であること
 - イ 法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること
 - ウ 社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であること
 に大きな特色がある。
- ③子供に憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、法を主体的に利用できる力を養うことを目指す。
（「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手を育てるために—」
法務省「法教育研究会」報告書 より）

II ルールやきまり、法に対する子供と教員の意識

子供の意識

学校には、ルールやきまりは必要だと思いますか

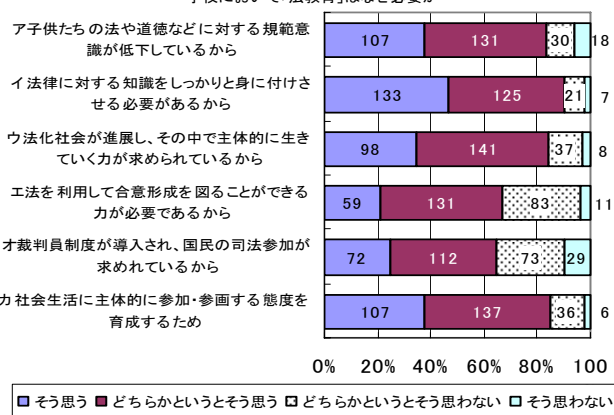


- 小学校 3 年生では、ほぼ 100%の子供が肯定的に回答している。
- 全学年で肯定的な回答は 80%以上で、多くの子供がルールやきまりを必要だと感じている。
- 「そう思う」という強い肯定は、学年があがるにつれ割合が低下している。

教員の意識

※グラフ内の数字は回答者数

学校において「法教育」はなぜ必要か



- 「法律に対する知識をしっかりと身に付けさせる必要があるから」という回答が一番高い。
- 「裁判員制度が導入され、国民の司法参加が求められているから」という回答の割合は低い。
- 「法を利用して合意形成を図ることができる力が必要であるから」という回答の割合は低い。

Ⅲ 「法教育」を通して育てたい資質・能力

目指す子供像	幼稚園	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校	高等学校	育てたい 資質・能力
法に対する 興味・関心 日常生活において、ルールやきまり、法を身近なものであると感じる。	幼稚園で、仲良く過ごすために、ルールやきまりが必要であると感ずる。	学校生活を楽しく、安全に過ごすために、ルールやきまりが必要であると感ずる。	学校や地域の生活には、様々なきまりやルールが必要であると感ずる。	良好で健康な生活の維持・向上のために、ルールやきまり、法が大切であると感ずる。	豊かな社会生活を営むためには、法に基づく物事の決定が大切であると感ずる。	様々な観点から、現代社会をとらえ、法的な諸問題について考える。	<問題を発見する力> <問題を把握する力>
法についての 知識・理解 法の基本的理念やその役割について理解する。	幼稚園には、いろいろなルールやきまりがあることを理解する。	学校や地域の公共物を利用する際にはルールやきまりがあることを理解する。	健康で安全な地域の社会生活を営むために、ルールやきまりや法がつけられていることを理解する。	我が国の政治は、憲法や様々な法に基づき行われていること、その基本理念を理解する。	民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることについて理解する。	憲法や法に関する高度な知識を身に付け、社会における紛争の解決への活用の仕方を理解する。	<意味を理解する力> <役割を理解する力>
社会生活への 参加・参画 自由で公正な社会を目指し、法意識をもち、それを遵守し、法に基づいて問題解決を図る。	きまりの大切さに気づき、それを守り、友達と楽しく生活する。	友達と遊ぶ活動などを通して、自分たちで約束やルールをつくって仲良く活動する。	学級集団のきまりを話し合いで決めたり、社会のきまりや法を守ったりしながら責任をもって行動する。	学校のきまりについて話し合ったり、自分や友達の権利を大切に、協力して義務を果たす。	きまりや法を遵守し、自他の権利を大切に、義務を確実に果たし、社会の秩序や規律を高めるように努める。	民主社会の現状と将来に関する視野を広げ、その発展のために何をすればよいか考え、自らの義務と責任を果たす。	<問題を解決する力> <合意形成する力>
<問題を発見する力> ・ 解決すべき「法的問題」について情報を収集する力。							
<問題を把握する力> ・ 収集した情報をもとに問題点を整理する力。							
<意味を理解する力> ・ 「法の本質（共生のための相互尊重、権利を守り、責務を明確にする等）」を理解する。							
<役割を理解する力> ・ 法制度や法過程（法の作成、修正の手続き等）を理解する。							
<問題を解決する力> ・ 自分の考えをまとめ、意見を述べる。 ・ 判断基準や根拠を明確にして論理的に説明する。							
<合意形成する力> ・ 議論し、相手を説得する。 ・ 相手の意見も尊重し、自分の意見を修正しながら合意形成していく。							

Ⅳ 各教科等における「法教育」指導のポイント例

【国語】法教育にかかわる目標：互いの立場や考えを尊重しながら、言葉で「伝え合う力」を高める

		「法教育」にかかわるねらい・内容等	新学習指導要領解説に基づく指導のポイント
小学校	1・2年	目標（1）話題に沿って話し合う能力を身に付けさせる。「A話すこと・聞くこと」（1）オ 互いの話を集中して聞き、話題に沿って話し合うこと。「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 尋ねたり応答したり、グループで話し合って考えを一つにまとめたりすること。	・話し手に顔を向けるようにしたり、話の内容に関心をもち、頷いたりしながら聞く。 ・内容を確認したり、分からないことは質問したりする。 ・一人一人が考えを出し合って、グループとして考えをまとめる過程を重視する。
	3・4年	目標（1）進行に沿って話し合う能力を身に付けさせる。「A話すこと・聞くこと」（1）オ 互いの考えの共通点や相違点を考え、司会や提案等の役割を果たしながら、進行に沿って話し合うこと。「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 学級全体で話し合って考えをまとめたり、意見を述べ合ったりすること。	・司会や提案の役割を理解し、それぞれの役割を果たす経験をする機会を設ける。 ・個人やグループの意見の共通点や相違点を整理し、それぞれの考えを反映させながら、学級全体として一つの考えに集約する。 ・討論を交わして考えを深め合ったり広げ合ったりする。
	5・6年	目標（1）計画的に話し合う能力を身に付けさせる。「A話すこと・聞くこと」（1）オ 互いの立場や意図をはっきりとさせながら、計画的に話し合うこと。「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 調べたことやまとめたことについて、討論などすること。	・役割に基づいて、立場や意図を明確にして計画的に話し合う。 ・自主的な形による話し合い活動の場を多く経験させる。 ・座談会・パネルディスカッションなどを通して討論の仕方を理解し、討論を行う。

※新幼稚園教育要領・新小・中学校学級指導要領に示されている各教科等の法教育にかかわるねらいや内容を整理するとともに、新学習指導要領解説などに示された指導の重点や工夫などを併せて一覧表に示した。

V 「法教育」指導内容例一覧

幼稚園	教科等	法教育にかかわる目標	小学校						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
<p>領域 〔人間関係〕 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。</p> <p>1 ねらい (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p> <p>2 内容 (6) 自分の思っていることを伝え、相手の思っていることに気付く。 (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。 (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。</p>	国語	互いの立場や考えを尊重しながら、言葉で「伝え合う力」を高める。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">A「話すこと・聞くこと」(1) オ、(2) イ</div> <p>話題に沿って話し合う。 ・訪ねたり応答したり、グループで話し合って考えを一つにまとめる。</p> <p>進行に沿って話し合う。 ・学級全体で話し合っ て考えをまとめたり、意見を述べ合ったりする。</p> <p>計画的に話し合う。 ・調べたことやまとめたこと について討論などをする。</p>						
	社会	個人と社会とのかかわりや社会の仕組みを学習することを通してルールや法、司法制度などを理解する。	/		(3)健康なくらし (4)安全なくらし 〔内容の取扱い〕 (5)地域の社会生活を営む上での大切な法やきまりについて扱う。	/		(2)政治の働き 日本国憲法の基本的な考え方 〔内容の取扱い〕 ・国会と内閣と裁判所の三権相互の関連 ・国民の司法参加(裁判員制度)	
	生活	具体的な活動や経験を通じて、きまりやマナーを守ることなど生活上必要な習慣や技能を身に付ける。	(1) 学校にはみんなで気持ちよく生活するためにきまりやマナーがある。 (4) 公共のものを利用するための、ルールやマナーがある。 (6) 友達と遊ぶ活動を通して、約束やルールをつくり、変えていく。	/		/		/	
	音楽 図画工作 家庭技術・家庭美術	消費者としての権利と責任、知的財産権や肖像権の保護、個人情報保護などに配慮する態度を育てる。	/			/			(家庭) D身近な消費生活と環境 (1)物や金銭の使い方と買物について、次の事項を指導する。 ア物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。
	体育 保健体育	運動のきまりや約束を守ることを通して協力・公正などの態度を育てる。	内容A・B・E (2)きまりを守って運動する。 内容E (3)簡単な規則を工夫できるようにする。	内容A・B・C (2)きまりを守って運動する。 内容E (2)規則を守って運動する。 (3)規則を工夫できるようにする。		内容B・C (2)約束を守って運動する。 内容E (2)ルールを守り助け合って運動する。 (3)ルールを工夫できるようにする。			
	道徳の時間	法の本質を理解するとともに、それを守ることの大切さを実感する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">4主として集団や社会とのかかわりに関すること</div> <p>(1)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に にする。</p> <p>(1)約束や社会のきまりを守り、公徳心をもつ。</p> <p>(1)公徳心をもって、法やきまりを守り、自他の権利を大切に し進んで義務を果たす。</p>						
	特別活動	集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決する。	〔学級活動〕〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕 ※よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫する。						

※新小・中学校学指導要領に示されている法教育にかかわる指導内容を、縦軸に教科等、横軸に学年ごとに示している。
※表を縦に見ることで、その学年で押さえなければならない各教科等の指導内容の関連を確認することができる。

中学校			高等学校
1年	2年	3年	※新学習指導要領（案）による
A「話すこと・聞くこと」(1)オ、(2)イ			
話題や方向をとらえて話し合う。 ・日常生活の中の話題について対話や討論などを行う。	相手の立場を尊重して話し合う。 ・社会生活の中の話題について、司会や提案者などを立てて討論を行う。	課題の解決に向けて話し合う。 ・社会生活の中の話題について、相手を説得するために意見を述べ合う。	<国語総合> 内容A 話すこと・聞くこと ウ 課題を解決したり、考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重して話し合うこと。 ・反論を想定して発言したり疑問点を質問したりしながら、課題に応じて話し合いや討論などを行う。
		公民的分野 (1)私たちと現代社会 イ現代社会をとらえる見方や考え方 ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、(中略)対立と合意、効率と公正などについて理解する。 (2)私たちと経済 イ国民の生活と政府の役割 ・消費者の自立支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。 (3)私たちと政治 ア人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 イ民主政治と政治参加・法に基づく公正な裁判の保障（裁判員制度）	<現代社会> (1)私たちの生きる社会 (2)現代社会と人間としての在り方生き方 ウ 個人の尊重と法の支配 <倫理> (3)現代と倫理 ア 現代に生きる人間の倫理 <政治・経済> (1)現代の政治 ア 民主政治の基本原則と日本国憲法 (3)現代社会の諸課題
(家庭分野) D身近な消費生活 (1)ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。 (技術分野) D情報に関する技術 (1)ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。 ※知的財産の保護の必要性、個人情報の保護の必要性についても扱うこと。 (美術) ※美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図る。 (音楽) ※音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。			<家庭基礎> (2)生活の自立及び消費と環境 <家庭総合> (3)生活における経済の計画と消費 <生活デザイン> (2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 <社会と情報> (3)情報社会の課題と情報モラル <音楽 I>×<美術 I>×<書道 I>×<工芸 I> ※知的財産権、著作物の尊重
内容C・D ルールやマナーを守ろうとする。 内容E フェアなプレイを守ろうとする。 内容H体育理論(2)イ 運動やスポーツは、ルールやマナーについて合意したり、適切な人間関係を築いたりするなど社会性を高める効果が期待できること。			内容C・D ・ルールやマナーを大切にしようとする こと。 ・合意形成に貢献しようとする こと。 内容E ・フェアなプレイを大切にしよう すること。 ・合意形成に貢献しようとする こと。
4主として集団や社会とのかかわりに関すること			道徳教育 ※道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にした全体計画を作成すること。
〔学級活動〕、〔生徒会活動〕 ※よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。			〔ホームルーム活動〕 (1)ホームルームや学校の生活づくり 〔生徒会活動〕 学校生活の充実や改善向上を図る活動

※表を横に見ることで、それぞれの学年において取り組まなければならない指導内容を確認し、発達段階に応じ指導の工夫を行うことができる。

遵法精神をはぐくむ

小学校第6学年・道徳

ねらい

社会の秩序を大切にし、進んで「法」を守ろうとする態度を育てる。

●法教育の視点

一人一人が日本国憲法で保障された自由を行使するためには、自らが自他の尊厳を尊重し、集団の秩序を守るための「遵法の精神」をもつことが不可欠であることに気付かせる。

授業展開例

資料名「うばわれた自由」

導 入	○社会の秩序を守る「法」について考える。 「皆さんの身の回りには、どのような法律がありますか。それは、何のためにありますか。」
展 開	○資料「うばわれた自由」を読んで話し合う。 「ジェラル王子は、ガリユに注意されたとき、どんなことを思ったでしょう。」 『相手が王子だと分かって「国のきまりの大切さ」を説くガリユはどんな気持ちだったでしょう。』 「ろう屋でガリユと再会したとき、ジェラル王子はどんな気持ちになったでしょう。」
終 末	○自分生活を振り返って考える。 「自分勝手な行いをしないで法やきまりを守ろうと努力したことはありませんか。それはどんな気持ちからですか。」

○指導のポイント

- ・身の回りには、どのような「法律」があり、それは、何のためにあるのか考えさせさせることで、「法の大切さ」に気付くことができるようにする。
- ・信念をもって法を遵守する主人公の気持ちに十分に共感させることで「法を遵守することの大切さ」に気付くことができるようにする。

話し合い活動を通して合意形成する力をはぐくむ

中学校第2学年・学級活動

ねらい

学級目標を見直し、目標達成するためのルールづくりを行う。

●法教育の視点

- ・互いの合意形成によってルールをつくりだし、話し合いによってルールを変更できることを理解させる。
- ・きまりやルールの意義を理解し、学級や学校の秩序や規律を高める気持ちをもたせる。

指導計画

活 動 の 始 まり	<第1時> ○ルールづくりやルールの変更についてのシミュレーションを行う。 (例) ドッジボールのルールについて <放課後・班長会> ○学級の問題点や課題を聞くアンケートを作成する。
展 開	<帰りの会> ○アンケートの実施、集計 アンケート例：「学級目標の達成度は？」 <第2時> 活動テーマ例：「解決したい学級の問題点」 ○改善策について小集団で話し合い、全体に発表する。 学級目標を達成するために新たな学級のルールを話し合い、決定する。
ま と め	○改善策の確認 ○新しいルールに基づいた各自の目標を発表する。 <放課後・班長会> ○定期的に振り返る機会を設ける。

○指導のポイント

- ・学級活動を充実させるために、日常生活の取組みについて話し合い、学級目標において改善すべき点を明確にする。
- ・生徒による自主的・実践的な活動を行うために、班長会の実施、アンケートによる実態調査などを行う。

※「道徳」「学級活動」「社会」については、検証授業として実施したものを「指導モデル」として示している。

問題を解決する力をはぐくむ「模擬裁判(裁判員制度)」

中学校第3学年・社会

ねらい

国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判があることを理解する。

●法教育の視点

- ・司法を自分とかかわりのある身近なものにとらえ、主体的に問題を解決する力を育てる。
- ・裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることにより、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせる。

指導計画

第一時	○ルールやきまり、法の必要性 ・自分と異なる考え方の人と意見が対立したときの問題解決のためにルールやきまり、法の意義や役割について考える。
第二時	○司法制度 ・裁判所の種類、刑事裁判、民事裁判、三審制など司法の仕組、裁判官、検察官、弁護士等の役割について理解する。 ・裁判員制度が導入される意義について調べる。
第三時	○裁判員制度 ・模擬裁判のVTRを見て、5・6人で評議し、有罪・無罪を判断することを通して、裁判員の役割や責任について考える。
第四時	○三権分立 ・三権相互の役割や責任を調べることを通して、司法権の独立、法に基づく公正な裁判により国民の権利が守られていることを理解する。

○指導のポイント

- ・身近な社会におけるトラブルを解決するためのルールやきまり、法の意義を考えさせる。
- ・事実や証拠、証言等の根拠に基づき、判断することの重要性に気付かせるようにする。
- ・裁判員の体験を通して、判断基準や根拠を明確にして、論理的に考えることの大切さを実感できるようにする。

地域社会への参加・参画の意識を高める

高等学校・奉仕

ねらい

地域の活性化を目的として実施されている地域行事への参加を通じて、社会を構成する一員としての行動を考え、社会生活への参加・参画する態度を育てる。

●法教育の視点

地域の人々との交流や地域事業への参加体験を通して、社会生活への参加・参画するための義務や責任について考える機会とする。

指導計画

事前指導	○商店街との共同参画等 ・地域商店街の方を招いての講演を実施し、地域事業の運営等の指導を受けるとともに、事業への意見や提案を行い、地域事業への参加の意欲を高める。
奉仕体験活動	○奉仕体験活動の実施 ・模擬店の手伝いや会場の案内・整備、清掃等の役割を担う中で、地域事業がどのように実施されているかを理解する。 ・社会生活を参加・参画する上で必要となる基本的なマナーや態度を学ぶ。
事後指導	○学習成果の発表 ・奉仕体験活動を踏まえ、地域事業に参加・参画して実感した課題や発見を整理し、発表を行う。発表を通じて、社会生活への参加・参画する上で必要となる義務や責任について考える。

○指導のポイント

- ・事前指導において、地域の人々の具体的な話を聞くことで、地域社会における様々な問題を明確にし、その解決に向けての意識を高めていくようにする。
- ・奉仕体験活動のまとめでは、地域社会の発展のために自らが果たす義務について、法に基づいた問題解決の視点から自分の考えを明確にまとめ発表する時間を確保する。